

月2回土日完全週休2日制工事
試行要領

令和6年7月

三重県農林水産部

目 次

第1編 農業農村整備工事編

1. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領 1
2. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）特記仕様書【農業農村整備工事】 6
3. 【参考】経費補正の考え方（週休2日制工事 確認表） 12

第2編 森林整備保全工事編

1. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領 13
2. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）特記仕様書【森林整備保全工事】 18
3. 【参考】経費補正の考え方（週休2日制工事 確認表） 24

第3編 漁港漁場関係工事編

1. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領 25
2. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）特記仕様書【漁港漁場関係工事】 32
3. 【参考】週休2日制工事 確認表 40

第1編 農業農村整備工事編

1. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日（4週8休）の普及に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 月2回土日完全週休2日制工事（以下、「週休2日」という）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※1として、現場閉所※2を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、指定土日という。）に行うものをいう。

2 この要領において、週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

（対象工事）

第3条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象

外とする。

- ① 契約工期が、30日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事

(入札公告等への明示)

第4条 発注者は、入札公告において、「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

(経費の計上)

第5条 当初設計における週休2日に関する経費は、週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

- 2 工事の精算にあたり、週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。
- 3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

(工事成績評価における評価)

第6条 指定土日を現場閉所し、かつ、週休2日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、指定土日の現場閉所、週休2日の現場閉所の両方または一方が達成出来なかった場合でも、工事成績評価の減点を行わない。

(その他)

第7条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

- 附則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和2年5月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和4年6月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和5年7月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 : 1. 0 2
- ・ 機械経費（賃料）: 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 5

農業農村整備工事

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		４週８休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1. 02
鉄筋工（ガス圧接）		1. 02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 00
	撤去	1. 02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 02
	撤去	1. 02
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 01
防護柵設置工（落石防止網）		1. 01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 00
	撤去	1. 02
道路標識設置工	設置	1. 00
	撤去・移設	1. 02
道路付属物設置工	設置	1. 01
	撤去	1. 02
法面工		1. 01
吹付砕工		1. 01
軟弱地盤処理工		1. 01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 02
橋面防水工		1. 01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
鋼橋塗装工		1.01

2. 「月2回土日完全週休2日制試行工事（発注者指定型）」

特記仕様書【農業農村整備工事】

- 1 月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※1として、現場閉所※2を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、指定土日という。）に行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

- 2 週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

- 3 受注者は、契約後10日以内に、土曜日を閉所する週を様式1にて、監督員へ報告すること。

また、あらかじめ決めた土曜日を閉所する週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。

- 4 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第22条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

- 5 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

発注者指定型

- 6 当初設計における週休2日に関する経費は、週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。
- 7 工事の精算にあたり、週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。
- 8 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 : 1. 0 2
- ・ 機械経費（賃料）: 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 5

農業農村整備工事

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		４週８休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1. 02
鉄筋工（ガス圧接）		1. 02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 00
	撤去	1. 02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 02
	撤去	1. 02
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 01
防護柵設置工（落石防止網）		1. 01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 00
	撤去	1. 02
道路標識設置工	設置	1. 00
	撤去・移設	1. 02
道路付属物設置工	設置	1. 01
	撤去	1. 02
法面工		1. 01
吹付砕工		1. 01
軟弱地盤処理工		1. 01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 02
橋面防水工		1. 01

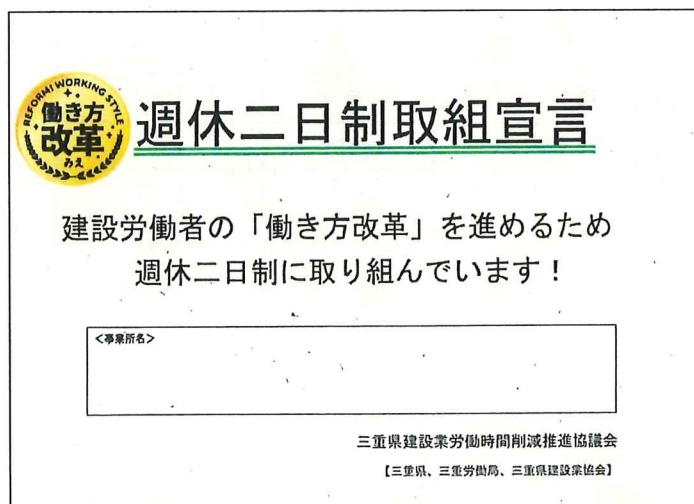
発注者指定型

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
鋼橋塗装工		1.01

- 9 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】 A 3 横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・ HP からダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinnsei_00001.html

- ・ 直接受け取る場合

【配付先】 厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・ 郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡 (059-226-2106)

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年(2024年)4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）

月2回土日完全週休2日の指定について

以下のいずれかを■にしてください。

月2回、土曜日に現場閉所する週を

☐「第1、3週」

☐「第2、4週」

☐「第□、□週」 とします。

令和 年 月 日

工事名

会社名

現場代理人

※指定土日を現場閉所し、かつ、週休2日の現場閉所が達成できない場合は工
事成績点の加点無し。

※土日にかかわらず、週休2日の達成が出来ない場合は経費等を減額する。

週休2日制工事 確認表

○「まんなかホリデー」を推進しています。
(中部地方整備局管内の全ての工事を対象に毎月第2、第4土曜日を一斉休工日とする取組。)

工事名	請負業者名	現場代理人
工 期	令和5年6月9日	令和5年9月21日
工事開始日	令和5年6月9日	令和5年9月19日

令和5年6月 毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	日数	閉所率	備考
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
計画	対象日																															10	30.0%	準々準備期間、片々後片付期間、夏々夏休み期間、年々年末年始休み期間、製々工場製作期間、○々対象期間、●々閉所指定土日、○々閉所予定日
実績	対象日																															3		事々工事事故等による不稼働期間、災々天災に対する突発的な対応期間、他々その他、受注者の責によらない作業、●々閉所日
備考	閉所日																															10	30.0%	指定々現場閉所指定日、振替々指定日の振替日 開始々工事開始日、完成々完成報告書提出日

令和5年7月 毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日数	閉所率	備考
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
計画	対象日																																31	29.0%	準々準備期間、片々後片付期間、夏々夏休み期間、年々年末年始休み期間、製々工場製作期間、○々対象期間、●々閉所指定土日、○々閉所予定日
実績	対象日																																9		事々工事事故等による不稼働期間、災々天災に対する突発的な対応期間、他々その他、受注者の責によらない作業、●々閉所日
備考	閉所日																																29	31.0%	指定々現場閉所指定日、振替々指定日の振替日 開始々工事開始日、完成々完成報告書提出日

令和5年8月 毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日数	閉所率	備考
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
計画	対象日																																28	28.6%	準々準備期間、片々後片付期間、夏々夏休み期間、年々年末年始休み期間、製々工場製作期間、○々対象期間、●々閉所指定土日、○々閉所予定日
実績	対象日																																8		事々工事事故等による不稼働期間、災々天災に対する突発的な対応期間、他々その他、受注者の責によらない作業、●々閉所日
備考	閉所日																																27	25.9%	指定々現場閉所指定日、振替々指定日の振替日 開始々工事開始日、完成々完成報告書提出日

令和5年9月 毎月第 2・4 土曜日

		平成27年度 27年度 27年度																																	
計画	対象日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	日数	閉所率	備考	
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				
計画	対象日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	片	片	片	片	片	片	片										14	28.6%	準⇨我備期間、片⇨後片付期間、夏⇨夏休み期間、年⇨年末年始休み期間、製⇨工場製作期間、○⇨対象期間、●⇨閉所指定土日、○⇨閉所予定日
	閉所日			●						●																						4			
実績	対象日	○	○	○	○	○	○	○	他	○	○	○	○	○	○	片	片	片	片	片	片											12	33.3%	事⇨工事事故等による不稼働期間、災⇨天災に対する突発的な対応期間、他⇨その他、受注者の責によらない作業、●⇨閉所日	
	閉所日				●					●																						4			
		指	定	指	定	指	定	指	定	振									完															指定⇨現場閉所指定日、振替⇨指定日の振替日 開始⇨工事開始日、完成⇨完成報告書提出日	

計画時の確認

対象予定日数	83
閉所予定日数	24
達成予定率	28.9%
週休予定状況	4週8休

変更契約時の確認

対象日数	78
閉所日数	23
達成率	29.5%
経費補正	4週8休

(参考) 経費補正基準

4週8休	28.5%以上
4週7休	25.0%以上28.5%未満
4週6休	21.4%以上25.0%未満
未達成	21.4%未満

完成(後査)時の確認

閉所指定土日がすべて閉所	○
4週8休を達成	○

※指定日を振替で閉所している場合を含む

第2編 森林整備保全工事編

1. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日（4週8休）の普及に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※1として、現場閉所※2を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、指定土日という。）に行うものをいう。

2 この要領において、週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）
- ・ 年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事故等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

（対象工事）

第3条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象

外とする。

- ① 契約工期が、30日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事

(入札公告等への明示)

第4条 発注者は、入札公告において、「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

(経費の計上)

第5条 当初設計における週休2日に関する経費は、週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

- 2 工事の精算にあたり、週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。
- 3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

(工事成績評価における評価)

第6条 指定土日を現場閉所し、かつ、週休2日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、指定土日の現場閉所、週休2日の現場閉所の両方または一方が達成出来なかった場合でも、工事成績評価の減点は行わない。

(その他)

第7条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

- 附則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和2年5月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和4年6月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和5年7月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 : 1. 0 5
- ・ 機械経費（賃料）: 1. 0 4
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 4
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 6

森林整備保全工事

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		４週８休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1. 05
鉄筋工（ガス圧接）		1. 04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 01
	撤去	1. 05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 04
	撤去	1. 05
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 02
防護柵設置工（落石防止網）		1. 03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 01
	撤去	1. 05
道路標識設置工	設置	1. 01
	撤去・移設	1. 04
道路付属物設置工	設置	1. 02
	撤去	1. 05
法面工		1. 02
吹付砕工		1. 03
軟弱地盤処理工		1. 02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 03

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
区画線工		1.05
構造物とりこわし工	機械	1.04
	人力	1.05
コンクリートブロック積工		1.05
排水構造物工		1.05

2. 「月2回土日完全週休2日制試行工事（発注者指定型）」
特記仕様書【森林整備保全工事】

1 月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※1として、現場閉所※2を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、指定土日という。）に行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

2 週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

3 受注者は、契約後10日以内に、土曜日を閉所する週を様式1にて、監督員へ報告すること。

また、あらかじめ決めた土曜日を閉所する週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。

4 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第22条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

5 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

発注者指定型

- 6 当初設計における週休2日に関する経費は、週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。
- 7 工事の精算にあたり、週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。
- 8 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

発注者指定型

補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 : 1. 0 5
- ・ 機械経費（賃料）: 1. 0 4
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 4
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 6

森林整備保全工事

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		４週８休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1. 05
鉄筋工（ガス圧接）		1. 04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 01
	撤去	1. 05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 04
	撤去	1. 05
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 02
防護柵設置工（落石防止網）		1. 03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 01
	撤去	1. 05
道路標識設置工	設置	1. 01
	撤去・移設	1. 04
道路付属物設置工	設置	1. 02
	撤去	1. 05
法面工		1. 02
吹付砕工		1. 03
軟弱地盤処理工		1. 02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 03

発注者指定型

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する
補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
区画線工		1.05
構造物とりこわし工	機械	1.04
	人力	1.05
コンクリートブロック積工		1.05
排水構造物工		1.05

- 9 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】 A 3 横サイズ(297×420mm)

【入手方法】

- ・ HP からダウンロードする場合
【三重県ダウンロードページ】
https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm
【三重労働局ダウンロードページ】
https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinnsei_00001.html
- ・ 直接受け取る場合
【配付先】 厚生労働省三重労働局労働基準部監督課
- ・ 郵送で受け取る場合
厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡 (059-226-2106)

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年(2024年)4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）

月2回土日完全週休2日の指定について

以下のいずれかを■にしてください。

月2回、土曜日に現場閉所する週を

☐「第1、3週」

☐「第2、4週」

☐「第□、□週」とします。

令和 年 月 日

工事名

会社名

現場代理人

※指定土日を現場閉所し、かつ、週休2日の現場閉所が達成できない場合は工
事成績点の加点無し。

※土日にかかわらず、週休2日の達成が出来ない場合は経費等を減額する。

3. 【参考】経費補正の考え方

週休2日制工事 確認表

○「まんなかホリデー」を推進しています。
(中部地方整備局管内の全ての工事を対象に毎月第2、第4土曜日を一斉休工日とする取組。)

工事名			
工 期	令和5年6月9日	～	令和5年9月21日
工事開始日	令和5年6月9日	完成報告提出日	令和5年9月19日

請試業者名		
現場代理人		土日完全週休二日制（発注者指定型） 月二回土日完全週休二日制工事（発注者指定型） ○

令和5年6月 毎月第 2・4 土曜日

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	日数	閉所率	備考
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
計画	対象日								準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	30.0%	準備期間、片々後片作期間、夏々夏休み期間、年々年末年始休み期間、製造工場製作期間、○々対象期間、●々閉所指定日、○々閉所予定日	
	閉所日																		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3			
実績	対象日							準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	30.0%	製造工事事故等による不稼働期間、災々天災に対する突発的な対応期間、他々その他、受注者の責によりならない作業、●々閉所日	
	閉所日																		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3			
備考									開										指	指													指定々現場閉所指定日、振替々指定日の振替日 開始々工事開始日、完成々完成報告書提出日	

令和5年7月 毎月第 2・4 土曜日

[illegible]

令和5年8月 毎月第2・4土曜日

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	閉所率	備考
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	28.6%	
計画	対象日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	夏	夏	夏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	28	準＝準備期間、片＝後片付け期間、重＝重休み期間、年＝年末年始休み期間、製＝工場製作期間、○＝対象期間、●＝閉所指定土日、○＝閉所予定日
	閉所日													●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8		
実績	対象日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	夏	夏	夏	夏	夏	夏	土	日	月 <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>○</td> <td>25.9%</td> <td rowspan="2">事＝工事事故等による不稼働期間、災＝天災に対する突発的な対応期間、他＝その他、要注者の真にやらない作業、●＝閉所日</td>	火	水	木	金	土	日	月	火	水	○	25.9%	事＝工事事故等による不稼働期間、災＝天災に対する突発的な対応期間、他＝その他、要注者の真にやらない作業、●＝閉所日
	閉所日						●						●	●	●	●	●	●	●	指	定	指	定	指	定	指	定	指	定	指	定	7		
							指	定					指	定	指				指	定	指	定	指	定	指	定	指	定	指	定	指	定	指定＝現場閉所指定日、警告＝指定日の指替日 開始＝工事開始日、完成＝工事終了日、生＝出生日	

令和5年9月 毎月第2・4土曜日

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	閉所率	備考
計画	対象日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	片	片	片	片	片	片										14	※準備期間、片＝後片付期間、夏＝夏休み期間、年＝年末年始休み期間、製＝工機製作期間、○＝対象期間、●＝閉所指定土日、○＝閉所予定日
	閉所日			●		○				●																						4	28.6%
実績	対象日	○	○	○	○	○	○	○	○	他	●	●	○	○	○	○	片	片	片	片	片											12	事＝工事事故等による不稼働期間、災＝天災に対する突発的な対応期間、他＝その他、受注者の責によらない作業、●＝閉所日
	閉所日			●																												4	33.3%
			指	定	指	定	指	振	定	指	定	振	定	振	定	振				完													指定＝現場閉所指定日、振替＝指定日の振替日 開始＝工事開始日、完成＝完成報告書提出日

計画時の確認

対象予定日数	83
閉所予定日数	24
達成予定率	28.9%
週休予定状況	4週8休

変更契約時の確認

対象日数	78
閉所日数	23
達成率	29.5%
経費補正	4週8休

(参考) 経費補正基準

4週8休	28.5%以上
4週7休	25.0%以上28.5%未満
4週6休	21.4%以上25.0%未満
未達成	21.4%未満

完成(検査)時の確認

閉所指定土日がすべて閉所	○
4週8休を達成	○

第3編 漁港漁場関係工事編

1. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、現場閉所^{※2}を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、指定土日という。）に行うものをいう。

2 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

3 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く。

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）
- ・ 年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事故等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

なお、月単位の週休2日の場合において、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。(別紙2の②)

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

(対象工事)

第3条 月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型(月単位))の試行は、漁港漁場関係工事積算基準を用いて積算するすべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が、30日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事

(入札公告等への明示)

第4条 発注者は、入札公告において、「月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型(月単位))」である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

(経費の計上)

第5条 当初積算における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数(別紙1)を乗じたそれぞれの経費(労務費、機械経費(機械賃料)、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価)を計上するものとする。

2 月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更する。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天(降雨・降雪等)により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、緊急対応などやむを得ない理由がある場合において指定土日を振替えた場合、月単位の週休2日の算定においては実際の現場閉所日をもって現場閉所日数を算定すること。(別紙2の③)

【同じ月への振り替え(D月⇒D月)】

・その月(D月)の現場閉所日としてみなす。

【他の月への振り替え(D月⇒E月)】

・その月(D月)の現場閉所日ではなくE月の現場閉所日として算定。

(D月の4週8休以上の率算出時に注意すること)

(工事成績評価における評価)

第6条 指定土日进行现场閉所し、かつ、月単位の週休2日もしくは通期の週休2日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価(監督員)における【働き方改革】において加点評価する。

なお、指定土日进行现场閉所や月単位の週休2日もしくは通期の週休2日の現場閉所の両方または一方が達成出来なかった場合でも、工事成績評価の減点は行わない。

(その他)

第7条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※³が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年(2024年)4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

補正係数（別紙1）

- ・ 労務費 : 1.04
- ・ 機械経費（賃料）: 1.02
- ・ 共通仮設費率 : 1.02
- ・ 現場管理費率 : 1.03

市場単価の経費係数については下記の補正係数を乗じる。

	市場単価 補正係数
1 底面工	1.03
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
3 支保工	1.04
4 足場工	1.02
5 鉄筋工	1.04
6 吊鉄筋工	1.04
7 型枠工	1.03
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
9 コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04
10 止水板工	1.04
11 上蓋工	1.04
12 伸縮目地工	1.02
13 係船柱取付	1.04
14 防眩材取付	1.04
15 車止・緑金物取付	1.04
16 係船柱撤去	1.04
17 防眩材撤去	1.04

	市場単価 補正係数
17 車止撤去	1.04
18 電気防食取付	1.04
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・緑金物)	1.03
23 ペトロラタム被覆	1.04
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
26 かき落とし工	1.04
27 汚濁防止工設置・撤去・移設	1.03
28 汚濁防止柵設置・撤去	1.02
29 汚濁防止柵設置・撤去	1.03
30 汚濁防止柵受取管理(海上目視点検作業あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止柵受取管理(海上目視点検作業なし)	1.04
異形ブロック製作 型枠工	1.04
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
異形ブロック製作 給熱養生	1.03

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		月単位
区画線工		1.04
高視認性区画線工		1.04
橋梁塗装工		1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03
	人力	1.04
コンクリートブロック積工		1.04
排水物構造工		1.04
鋼製排水溝設置工		1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
表面含浸工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04

【漁港漁場関係工事編】

	高所作業車	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
防草シート設置工		1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエルテル樹脂）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.04
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.04
機械式継手工		1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04
支承金属溶射工		1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.03

【別紙2 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

①暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月（パターンA）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日 (土日日数)}}{30 \text{ 日 (対象日数)}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日 (土日日数)}}{9 \text{ 日 (対象日数)}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

②暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（C月）

C月（パターンC）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ C月4日で対象期間が終わる場合

・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③土日をやむを得ず振替える場合（D 月、E 月）

【同じ月への振り替え】

D月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

【他の月への振り替え】

E月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ D 月の現場閉所日としてみなす

・ E 月の現場閉所日としてみなす

（D 月の現場閉所日としない）

※D 月の 4 週 8 休以上の率算出時に注意

2. 「月2回土日完全週休2日制試行工事（発注者指定型）」

特記仕様書【漁港漁場関係工事】

1. 月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※¹として、現場閉所※²を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、指定土日という。）に行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く。

- ・準備期間
 - ・後片付け期間
 - ・夏季休暇（3日間）
 - ・年末年始休暇（6日間）
 - ・工場製作のみの期間
 - ・工事事務等による不稼働期間
 - ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
 - ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- なお、月単位の週休2日の場合において、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙2の②）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

- 2 月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

発注者指定型

- 3 通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。
- 4 受注者は、契約後10日以内に、土曜日を閉所する週を様式1にて、監督員へ報告すること。
また、あらかじめ決めた土曜日を閉所する週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。
- 5 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第22条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 6 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。
- 7 当初積算における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料、標準単価）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。
- 8 月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更する。
- 9 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。
なお、緊急対応などやむを得ない理由がある場合において指定土日を振替えた場合、月単位の週休2日の算定においては実際の現場閉所日でもって現場閉所日数を算定すること。（別紙2の③）

【同じ月への振り替え（D月⇒D月）】

・その月（D月）の現場閉所日としてみなす。

【他の月への振り替え（D月⇒E月）】

・その月（D月）の現場閉所日ではなくE月の現場閉所日として算定。

（D月の4週8休以上の率算出時に注意すること）

補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 : 1.04
- ・ 機械経費（賃料）: 1.02
- ・ 共通仮設費率 : 1.02
- ・ 現場管理費率 : 1.03

市場単価の経費補正については下記の補正係数を乗じる。

	市場単価 補正係数		市場単価 補正係数
1 底面工	1.03	17 車止撤去	1.04
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00	18 電気防食取付	1.04
3 支保工	1.04	19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
4 足場工	1.02	20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
5 鉄筋工	1.04	21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
6 吊鉄筋工	1.04	22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・緑金物)	1.03
7 型枠工	1.03	23 ペトロラタム被覆	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04	24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
9 コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04	25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
10 止水板工	1.04	26 かき落とし工	1.04
11 上蓋工	1.04	27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
12 伸縮目地工	1.02	28 汚濁防止枠設置・撤去	1.02
13 係船柱取付	1.04	29 灯浮標設置・撤去	1.03
14 防舷材取付	1.04	30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
15 車止・緑金物取付	1.04	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.04
16 係船柱撤去	1.04	異形ブロック製作 型枠工	1.04
		異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
		異形ブロック製作 給熱養生	1.03

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		月単位
区画線工		1.04
高視認性区画線工		1.04
橋梁塗装工		1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03
	人力	1.04
コンクリートブロック積工		1.04
排水物構造工		1.04
鋼製排水溝設置工		1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
表面含浸工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04

発注者指定型

連続繊維シート補強工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
防草シート設置工		1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエルテル樹脂）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.04
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.04
機械式継手工		1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04
支承金属溶射工		1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.03

【別紙2 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

①暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月（パターンA）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日 (土日日数)}}{30 \text{ 日 (対象日数)}} = 26.66\ldots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日 (土日日数)}}{9 \text{ 日 (対象日数)}} = 22.22\ldots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

②暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（C月）

C月（パターンC）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ C月4日で対象期間が終わる場合

・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

発注者指定型

③土日をやむを得ず振替える場合（D月、E月）

【同じ月への振り替え】							【他の月への振り替え】						
D月							E月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30					28	29	30				

・D月の現場閉所日としてみなす

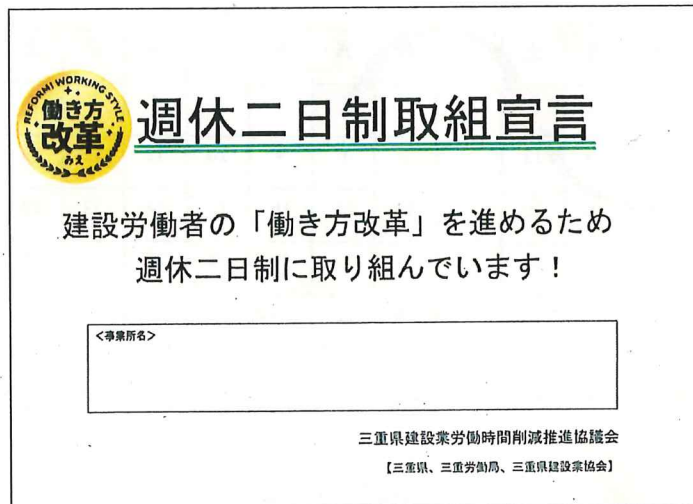
・E月の現場閉所日としてみなす

（D月の現場閉所日としない）

※D月の4週8休以上の率算出時に注意

- 10 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※³が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



働き方改革

週休二日制取組宣言

建設労働者の「働き方改革」を進めるため
週休二日制に取り組んでいます！

<事業所名>

三重県建設業労働時間削減推進協議会
【三重県、三重労働局、三重県建設業協会】

【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合
【三重県ダウンロードページ】
https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】
https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html
- ・直接受け取る場合
【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課
- ・郵送で受け取る場合
厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）

月2回土日完全週休2日の指定について

以下のいずれかを■にしてください。

月2回、土曜日に現場閉所する週を

☐「第1、3週」

☐「第2、4週」

☐「第□、□週」とします。

令和 年 月 日

工事名

会社名

現場代理人

※指定土日を現場閉所し、かつ、月単位の週休2日もしくは通期の週休2日の現場閉所が達成出来ない場合は工事成績点の加点無し。

※月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更する。

週休2日制工事 確認表

○「まんなかボリデー」を推進しています。
(中部地方整備局管内の全ての工事を対象に毎月第2、第4土曜日を一斉休工日とする取組。)

工事名	令和6年7月1日	～	令和6年9月30日
工 期			
工事開始日		完成報告提出日	

請負業者名	
現場代理人	

判定

週休2日

・月単位の週休2日

・通期(対象期間全体)の週休2日

・指定土日

成績加算

×

監督員・現場代理人においても間違いがないか確認をお願いします。

※漁港漁場関係工事の通期は成績評価のみ考慮。(漁港漁場関係工事の補正係数に通期の考え方は無い)

令和6年7月

毎月第 2・4 土曜日

	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																															4週8休 判定	閉所率	日数	指定土日 現場閉所	成績 加算	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
計画	対象日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											</

令和6年8月

毎月第 2・4 土曜日

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	4週8休 判定	閉所率 日数	指定土日 現場閉所	成績 加算	備考	
計画	対象日																																				準＝準備期間、片＝後片付け期間、夏＝夏休み期間、年＝年末年始休み期間、製＝工場製作期間、○＝対象期間、●＝閉所指定土日、○＝閉所予定日
	閉所日																																				事＝工事事故等による不稼働期間、災＝天災に対する突発的な対応期間、他＝その他、受注者の責によらない作業、●＝閉所日
実績	対象日																																				指定＝現場閉所指定日、振替＝指定日の振替日
	閉所日																																				開始＝工事開始日、完成＝完成報告書提出日
備考																																					

令和6年9月

毎月第 2・4 土曜日

	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30																														4週8休 判定	閉所率	日数	指定土日 現場閉所	成績 加算	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
計画	対象日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日 閉所日	実績	備考													4週8休 判定	閉所率	日数	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
																	0.0%	0			準備期間、片＝後片付期間、夏＝夏休み期間、年＝年末年始休み期間、 製＝工場製作期間、○＝対象期間、●＝閉所指定土日、○＝閉所予定日
																	0.0%	0			事＝工事事故等による不稼働期間、災＝天災に対する突発的な対応期間、 他＝その他、受注者の責にやらない作業、●＝閉所日
																					指定＝現場閉所指定日、振替＝指定日の振替日 開始＝工事開始日、完成＝完成報告書提出日

毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日 閉所日	実績	備考													4週8休 判定	閉所率	日数	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
																	0.0%	0			準備期間、片＝後片付期間、夏＝夏休み期間、年＝年末年始休み期間、 製＝工場製作期間、○＝対象期間、●＝閉所指定土日、○＝閉所予定日
																	0.0%	0			事＝工事事故等による不稼働期間、災＝天災に対する突発的な対応期間、 他＝その他、受注者の責にやらない作業、●＝閉所日
																					指定＝現場閉所指定日、振替＝指定日の振替日 開始＝工事開始日、完成＝完成報告書提出日

毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日 閉所日	実績	備考													4週8休 判定	閉所率	日数	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
																	0.0%	0			準備期間、片＝後片付期間、夏＝夏休み期間、年＝年末年始休み期間、 製＝工場製作期間、○＝対象期間、●＝閉所指定土日、○＝閉所予定日
																	0.0%	0			事＝工事事故等による不稼働期間、災＝天災に対する突発的な対応期間、 他＝その他、受注者の責にやらない作業、●＝閉所日
																					指定＝現場閉所指定日、振替＝指定日の振替日 開始＝工事開始日、完成＝完成報告書提出日

毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日 閉所日	実績	備考													4週8休 判定	閉所率	日数	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
																	0.0%	0			準備期間、片＝後片付期間、夏＝夏休み期間、年＝年末年始休み期間、 製＝工場製作期間、○＝対象期間、●＝閉所指定土日、○＝閉所予定日
																	0.0%	0			事＝工事事故等による不稼働期間、災＝天災に対する突発的な対応期間、 他＝その他、受注者の責にやらない作業、●＝閉所日
																					指定＝現場閉所指定日、振替＝指定日の振替日 開始＝工事開始日、完成＝完成報告書提出日

毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日 閉所日	日数	閉所率	4週8休 判定	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
実績	対象日	0	0.0%	対象外	対象外	-	準備期間、片々後片付期間、夏々夏休み期間、年々年末年始休み期間、 製々工場製作期間、○々対象期間、●々閉所指定土日、○々閉所予定日
	閉所日	0	0.0%	対象外	対象外	-	事々工事事故等による不稼働期間、災々天災に対する突発的な対応期間、 他々その他、受注者の責にやらない作業、●々閉所日
備考	指定々現場閉所指定日、振替々指定日の振替日 開始々工事開始日、完成々完成報告書提出日						

毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日 閉所日	日数	閉所率	4週8休 判定	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
実績	対象日	0	0.0%	対象外	対象外	-	準備期間、片々後片付期間、夏々夏休み期間、年々年末年始休み期間、 製々工場製作期間、○々対象期間、●々閉所指定土日、○々閉所予定日
	閉所日	0	0.0%	対象外	対象外	-	事々工事事故等による不稼働期間、災々天災に対する突発的な対応期間、 他々その他、受注者の責にやらない作業、●々閉所日
備考	指定々現場閉所指定日、振替々指定日の振替日 開始々工事開始日、完成々完成報告書提出日						

毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日 閉所日	日数	閉所率	4週8休 判定	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
実績	対象日	0	0.0%	対象外	対象外	-	準備期間、片々後片付期間、夏々夏休み期間、年々年末年始休み期間、 製々工場製作期間、○々対象期間、●々閉所指定土日、○々閉所予定日
	閉所日	0	0.0%	対象外	対象外	-	事々工事事故等による不稼働期間、災々天災に対する突発的な対応期間、 他々その他、受注者の責にやらない作業、●々閉所日
備考	指定々現場閉所指定日、振替々指定日の振替日 開始々工事開始日、完成々完成報告書提出日						

毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日 閉所日	日数	閉所率	4週8休 判定	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
実績	対象日	0	0.0%	対象外	対象外	-	準備期間、片々後片付期間、夏々夏休み期間、年々年末年始休み期間、 製々工場製作期間、○々対象期間、●々閉所指定土日、○々閉所予定日
	閉所日	0	0.0%	対象外	対象外	-	事々工事事故等による不稼働期間、災々天災に対する突発的な対応期間、 他々その他、受注者の責にやらない作業、●々閉所日
備考	指定々現場閉所指定日、振替々指定日の振替日 開始々工事開始日、完成々完成報告書提出日						

毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日 閉所日	4週8休 判定	閉所率	日数	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
実績	対象日	対象外	0.0%	0			準備期間、片＝後片付期間、夏＝夏休み期間、年＝年末年始休み期間、 製＝工場製作期間、○＝対象期間、●＝閉所指定土日、○＝閉所予定日
	閉所日	対象外	0.0%	0			事＝工事事故等による不稼働期間、災＝天災に対する突発的な対応期間、 他＝その他、受注者の責によらない作業、●＝閉所日
備考							指定＝現場閉所指定日、振替＝指定日の振替日 開始＝工事開始日、完成＝完成報告書提出日

毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日 閉所日	4週8休 判定	閉所率	日数	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
実績	対象日	対象外	0.0%	0			準備期間、片＝後片付期間、夏＝夏休み期間、年＝年末年始休み期間、 製＝工場製作期間、○＝対象期間、●＝閉所指定土日、○＝閉所予定日
	閉所日	対象外	0.0%	0			事＝工事事故等による不稼働期間、災＝天災に対する突発的な対応期間、 他＝その他、受注者の責によらない作業、●＝閉所日
備考							指定＝現場閉所指定日、振替＝指定日の振替日 開始＝工事開始日、完成＝完成報告書提出日

毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日 閉所日	4週8休 判定	閉所率	日数	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
実績	対象日	対象外	0.0%	0			準備期間、片＝後片付期間、夏＝夏休み期間、年＝年末年始休み期間、 製＝工場製作期間、○＝対象期間、●＝閉所指定土日、○＝閉所予定日
	閉所日	対象外	0.0%	0			事＝工事事故等による不稼働期間、災＝天災に対する突発的な対応期間、 他＝その他、受注者の責によらない作業、●＝閉所日
備考							指定＝現場閉所指定日、振替＝指定日の振替日 開始＝工事開始日、完成＝完成報告書提出日

毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日 閉所日	4週8休 判定	閉所率	日数	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
実績	対象日	対象外	0.0%	0			準備期間、片＝後片付期間、夏＝夏休み期間、年＝年末年始休み期間、 製＝工場製作期間、○＝対象期間、●＝閉所指定土日、○＝閉所予定日
	閉所日	対象外	0.0%	0			事＝工事事故等による不稼働期間、災＝天災に対する突発的な対応期間、 他＝その他、受注者の責によらない作業、●＝閉所日
備考							指定＝現場閉所指定日、振替＝指定日の振替日 開始＝工事開始日、完成＝完成報告書提出日

每月第 2・4 土曜日

[illegible]

每月第 2・4 土曜日

[illegible]

每月第 2・4 土曜日

		毎月第 2・4 工曜日						備考	
								指定土日 現場閉所	成績 加点
計画	対象日								特種準備期間、片＝後片や期間、夏＝夏休み期間、生＝年末年始の期間、 要＝準備期間、片＝後片や期間、夏＝夏休み期間、●＝閉所指定日、○＝閉所予定日 ●＝工場製作期間、○＝対象期間、
	閉所日							0	
実績	対象日							0	工事等による不備期間、災＝天災に対する要発的な対応期間、 他＝その他、受注者の責に属しない作業、●＝閉所日
	閉所日							0	
備考								-	指定＝取組期間指定日、振替＝指定日の振替日 開放＝取組期間開始日、完成＝取組終了日

每月第 2・4 土曜日

[illegible]

毎月第 2・4 土曜日

	計画	対象日 閉所日	実績	備考	日数	閉所率	4週8休 判定	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
					0	0.0%	対象外			準=準備期間、片=後片付期間、夏=夏休み期間、年=年末年始休み期間、 製=工場製作期間、○=対象期間、●=閉所指定土日、○=閉所予定日
					0	0.0%	対象外			事=工事事故等による不稼働期間、災=天災に対する突発的な対応期間、 他=その他、受注者の責によらない作業、●=閉所日
					0	0.0%	対象外			指定=現場閉所指定日、振替=指定日の振替日 開始=工事開始日、完成=完成報告書提出日

毎月第 2・4 土曜日

	計画	対象日 閉所日	実績	備考	日数	閉所率	4週8休 判定	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
					0	0.0%	対象外			準=準備期間、片=後片付期間、夏=夏休み期間、年=年末年始休み期間、 製=工場製作期間、○=対象期間、●=閉所指定土日、○=閉所予定日
					0	0.0%	対象外			事=工事事故等による不稼働期間、災=天災に対する突発的な対応期間、 他=その他、受注者の責によらない作業、●=閉所日
					0	0.0%	対象外			指定=現場閉所指定日、振替=指定日の振替日 開始=工事開始日、完成=完成報告書提出日

毎月第 2・4 土曜日

	計画	対象日 閉所日	実績	備考	日数	閉所率	4週8休 判定	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
					0	0.0%	対象外			準=準備期間、片=後片付期間、夏=夏休み期間、年=年末年始休み期間、 製=工場製作期間、○=対象期間、●=閉所指定土日、○=閉所予定日
					0	0.0%	対象外			事=工事事故等による不稼働期間、災=天災に対する突発的な対応期間、 他=その他、受注者の責によらない作業、●=閉所日
					0	0.0%	対象外			指定=現場閉所指定日、振替=指定日の振替日 開始=工事開始日、完成=完成報告書提出日

毎月第 2・4 土曜日

	計画	対象日 閉所日	実績	備考	日数	閉所率	4週8休 判定	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
					0	0.0%	対象外			準=準備期間、片=後片付期間、夏=夏休み期間、年=年末年始休み期間、 製=工場製作期間、○=対象期間、●=閉所指定土日、○=閉所予定日
					0	0.0%	対象外			事=工事事故等による不稼働期間、災=天災に対する突発的な対応期間、 他=その他、受注者の責によらない作業、●=閉所日
					0	0.0%	対象外			指定=現場閉所指定日、振替=指定日の振替日 開始=工事開始日、完成=完成報告書提出日

毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日 閉所日	4週8休 判定	閉所率	日数	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
実績	対象日	対象外	0.0%	0	対象外	-	準備期間、片々後片付期間、夏々夏休み期間、年々年末年始休み期間、製々工場製作期間、○々対象期間、●々閉所指定土日、○々閉所予定日
	閉所日	対象外	0.0%	0	対象外	-	事々工事故等による不稼働期間、災々天災に対する突発的な対応期間、他々その他、受注者の責にやらない作業、●々閉所日
備考	指定日						指定々現場閉所指定日、振替々指定日の振替日
	開始日						開始々工事開始日、完成々完成報告書提出日

毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日 閉所日	4週8休 判定	閉所率	日数	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
実績	対象日	対象外	0.0%	0	対象外	-	準備期間、片々後片付期間、夏々夏休み期間、年々年末年始休み期間、製々工場製作期間、○々対象期間、●々閉所指定土日、○々閉所予定日
	閉所日	対象外	0.0%	0	対象外	-	事々工事故等による不稼働期間、災々天災に対する突発的な対応期間、他々その他、受注者の責にやらない作業、●々閉所日
備考	指定日						指定々現場閉所指定日、振替々指定日の振替日
	開始日						開始々工事開始日、完成々完成報告書提出日

毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日 閉所日	4週8休 判定	閉所率	日数	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
実績	対象日	対象外	0.0%	0	対象外	-	準備期間、片々後片付期間、夏々夏休み期間、年々年末年始休み期間、製々工場製作期間、○々対象期間、●々閉所指定土日、○々閉所予定日
	閉所日	対象外	0.0%	0	対象外	-	事々工事故等による不稼働期間、災々天災に対する突発的な対応期間、他々その他、受注者の責にやらない作業、●々閉所日
備考	指定日						指定々現場閉所指定日、振替々指定日の振替日
	開始日						開始々工事開始日、完成々完成報告書提出日

毎月第 2・4 土曜日

計画	対象日 閉所日	4週8休 判定	閉所率	日数	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考
実績	対象日	対象外	0.0%	0	対象外	-	準備期間、片々後片付期間、夏々夏休み期間、年々年末年始休み期間、製々工場製作期間、○々対象期間、●々閉所指定土日、○々閉所予定日
	閉所日	対象外	0.0%	0	対象外	-	事々工事故等による不稼働期間、災々天災に対する突発的な対応期間、他々その他、受注者の責にやらない作業、●々閉所日
備考	指定日						指定々現場閉所指定日、振替々指定日の振替日
	開始日						開始々工事開始日、完成々完成報告書提出日

毎月第 2・4 土曜日

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

毎月第 2・4 土曜日

|--|

毎月第 2・4 土曜日

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

毎月第 2・4 土曜日

															成績 加点		備考		
計画	対象日 閉所日													4週8休 判定	閉所率	日数	指定土日 現場閉所		
実績	対象日														0.0%	0	対象外	-	準＝準備期間、片＝後片付期間、夏＝夏休み期間、年＝年末年始休み期間、 製＝工場製作期間、○＝対象期間、●＝閉所指定土日、○＝閉所予定日
	閉所日														0	対象外			
備考	対象日														0.0%	0	対象外		事＝工事事故等による不稼働期間、災＝天災に対する突発的な対応期間、 他＝その他、受注者の責によらない作業、●＝閉所日
	閉所日														0				
																		指定＝現場閉所指定日、振替＝指定日の振替日 開始＝工事開始日、完成＝完成報告書提出日	

毎月第 2・4 土曜日

												備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
計画	対象日 閉所日	日数	閉所率	4週8休 判定	指定土日 現場閉所	成績 加点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											</

毎月第 2・4 土曜日

毎月第 2 土曜日													備考	
計画	対象日 閉所日	日数	閉所率	4週8休 判定	指定土日 現場閉所	成績 加点							備考	
実績	対象日	0	0.0%	対象外			準＝準備期間、片＝後片付期間、夏＝夏休み期間、年＝年末年始休み期間、 製＝工場製作期間、○＝対象期間、●＝閉所指定土日、○＝閉所予定日							
	閉所日	0	0.0%	対象外	対象外	-	事＝工事事故等による不稼働期間、災＝天災に対する突発的な対応期間、 他＝その他、受注者の責にやらない作業、●＝閉所日							
備考	指定＝現場閉所指定日、振替＝指定日の振替日													
	開始＝工事開始日、完成＝完成報告書提出日													

毎月第 2・4 土曜日

毎月第 2 土曜日														備考	
計画	対象日 閉所日	日数	閉所率	4週8休 判定	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考 準＝準備期間、片＝後片付期間、夏＝夏休み期間、年＝年末年始休み期間、 製＝工場製作期間、○＝対象期間、●＝閉所指定土日、○＝閉所予定日								
実績	対象日	0	0.0%	対象外			-	事＝工事事故等による不稼働期間、災＝天災に対する突発的な対応期間、 他＝その他、受注者の責にやらない作業、●＝閉所日							
	閉所日	0	0.0%	対象外	対象外										
備考	指定＝現場閉所指定日、振替＝指定日の振替日														開始＝工事開始日、完成＝完成報告書提出日

毎月第 2・4 土曜日

毎月第 2 土曜口										備考	
計画	対象日	閉所日	日数	閉所率	4週8休判定	指定土日 現場閉所	成績 加点	備考			
	対象日 <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>対象外</td> <td></td> <td></td> <td></td>	0	0.0%	対象外							
実績	対象日	0	0.0%	対象外				準＝準備期間、片＝後片付期間、夏＝夏休み期間、年＝年末年始休み期間、製＝工場製作期間、○＝対象期間、●＝閉所指定土日、○＝閉所予定日			
	閉所日	0	0.0%	対象外				事＝工事事故等による不稼働期間、災＝天災に対する突発的な対応期間、他＝その他、受注者の責にやらない作業、●＝閉所日			
備考	指定＝現場閉所指定日、振替＝指定日の振替日							開始＝工事開始日、完成＝完成報告書提出日			